

第6回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和3年11月8日(月) 13:30~15:30

【開催場所】郡上市八幡防災センター研修室

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授(森林施業・経営学研究室)

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授(森林環境保全研究室)

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 郡上市 農林水産部 次長兼林務課課長

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

瀧澤嘉男 岐阜県郡上市 林務課 主幹

籠原卓也 岐阜県郡上市 林務課 課長補佐

和田 透 岐阜県郡上市 林務課 課長補佐兼林務係長

小島徳文 岐阜県林政部林政課 技術課長補佐

<林野庁>

箕輪富男 森林利用課 課長

川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐(森林集積企画班担当)

安藤竜介 森林利用課 企画係員(森林集積企画班)

<事務局>

(公財)日本生態系協会 松浦、亀田

目次

【開催挨拶】	2
【1. 現地検討のとりまとめ】	3
【2. 当面の議題について(第3回からの継続審議)】	10
<資料2 当面の議題、前回までのポイント、今回ご議論いただきたい事項>	10
<資料2 各論①>	15
<資料2 各論②>	17
<資料2 各論③>	22
<資料2 各論④>	24
<資料2 各論⑤>	29
【3. 今後の予定について】	29

【開催挨拶】

中山課長補佐 皆様お揃いですので、第6回森林経営管理検討委員会、対面の初開催ということで、始めさせていただきたいと思います。皆様、大変お疲れ様でございます。最初に課長の箕輪から一言挨拶をさせていただきます。

箕輪課長 委員には、昨年度からこの検討委員会でご審議をいただいておりますが、これまではオンラインの会合ということで、なかなかやりにくい面もあったかなと思うんですけども、本日こういう形で、対面できることが大変喜ばしく思い、活発な議論ができればなと思っております。郡上市の河合課長におかれては本日の現地検討会のセッティングをさせていただきまして、ありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。さて、令和元年度からスタートした森林経営管理制度の中でも特に所有者不明の土地を動かすための特例措置を設けているわけです。この検討委員会では、この特例措置をどう現場で円滑に動かしていくかということについて様々なご知見をいただければなということでスタートしております。森林経営管理制度は3年目に入っているわけですけども、本当に多くの市町村で取組が進んでおります。特例措置についても、前回ご紹介しました鳥取県若桜町の事例については、既に手続きが終わりまして、権利設定ということに繋がってきています。事例も出てきてまいりましたので、そういう事例が1個でも出ると、市町村の皆様も取り組みやすくなるというか、どうしてもやはりこの特例を使うっていうまず踏ん切りがつかなかった部分があるかと思うんですけども、一つ事例ができるとそれを見て、取り組んでいこうという市町村が出てくるかなという風に思っています。ただ、市町村の職員にとっては、若干ハードルがある、そこはやはり特例措置について分からないというか、分からない怖さというのですか、そういうところがやはりあるのかなと思います。そういう中で、今回、委員の皆様からご知見を頂いて、それをしっかりまとめて、またそれを分かりやすく伝えていくというようなことで、取りまとめていきたいと思っております。前向きな形で進んでいるこの委員会を更に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

中山課長補佐 委員長からも一言だけよろしいでしょうか。

植木委員長 皆様、よろしくお願ひいたします。この森林経営管理制度は、多分日本林業の基礎となっていく重要な制度なのだろうと思っております。これまで所有者不明、あるいは境界も分からないという中で、市町村も林業に対しての取り組みはどちらかと言ったら活発ではなかった。しかし、森林環境税だとか、森林経営管理制度だとか、市町村にとっては大変重要な、森林を動かす、あるいは林業を産業として位置付けようとするきっかけにしようとする動きも見られつつあります。これが日本全体でさらに進展していくならば、世界的に遅れてい

た日本の林業も、林業先進国のレベルに徐々に近づいていくのかなと思っております。我が国の林業には技術的に優れているところもあるのですが、産業としての基盤構造が弱いというところに、林業の遅れがあったかなと思ってます。そういう意味では今回このように国がある意味積極的に、一つ一つの森林そのものを自分たちの大事な財産として、そしてそれを有効に活用しようとする、その方向性を示したということは日本の林業にとって喜ばしいことだと思ってしております。今日は初めて皆様と直接お会いでき、議論ができるということ、大変嬉しく思っております。本日も限られた時間ですが、中身の濃い議論ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

【1. 現地検討のとりまとめ】

中山課長補佐 ありがとうございます。それでは、資料に沿って進めていきたいと思えます。本日、午前中見ていただきました、郡上市の現場から、議論に入っていきたいと思えます。

資料1をご覧ください。ケーススタディ4ということで、岐阜県郡上市における検討状況です。1ページ目です。今回最初に見ていただいた所、腰細地区という所でございます。見ていただいたとおり、傾斜35度以上の森林が多く存在しており、また過去10年間、施業履歴もないというような状況で、地元の方も伐採を強く望んでいる地区です。

2ページ目です。見ていただきました箇所は、下方にインフラ施設、具体的には道路、鉄道、また下水処理場が立地しているような状況です。この対象地域全体としては、集落も抱えているというようなところで、今回の共有林1、2があります。特に最初に見ていただきました共有林2ですが、広葉樹が生えていたというようなところで、傾斜がきつかったと。少し中に入って見ていただきましたが共有林1の場所へ正確に行ったわけではないのですけれども、見ていただいたような、ヒノキの林相が広がっている状況です。こういったところの伐採を進めていくというようなところで、意向調査に取り組まれているということですが、まだその探索は未実施だというような状況だということになります。

次、3ページ目です。まだ探索未実施ということで、これからですけれども、今現在のこの所有者の状況を整理したのが3ページ目でございます。まず共有林1のほうです。人工林のほうですが、登記名義人がA、B、Cいるという状況で、相続登記はされず、数次相続が発生しています。それぞれにお子さまがいて、Aさんは13名いらっしゃる。うち11名は死亡、または転籍、分家で、2名がご存命という状況です。次、Bさんですが、8名の子は全てお亡くなりになっていますが、孫1名の方の配偶者が、委託を希望しているという状況です。3

人目のCさんですが、6名お子さまがいらっしゃる。5名は死亡、または不明、転籍、1名はご存命ということです。そのうち、孫1名の配偶者の方が委託を希望しているという状況です。見ていただきますと、3人から子世代で27人に増えており、これから探索が行われる予定です。

次、4ページ目です。これは共有林2です。広葉樹の山のほうです。こちらは登記名義人が3名ということで、甲、乙、丙という風に書いております。甲さんですが、10名子がいて、7名は亡くなられて、1名が転籍、2名がご存命と。この亡くなられたうちの方の一人の孫が委託を希望しているという状況です。乙さんは、家督相続で、その子、孫の世代7名のうち4名がお亡くなりになって、3名はご存命という状況であります。あと3人目の丙さんはご存命で、市に委託を希望している状況です。以上が今、分かっている状況の確認であります。

次5ページ目見ていただきます。今回、1か所目見ていただいたところであります。どういう経営管理を今考えているかというところ。傾斜が35度以上の森林が多く存在している、0次谷も多く見られると、山地災害のリスクが高いというところでありまして、周囲の森林と一体的に整備を進めていこうというところ、またその共有林の既に分かっている方についても、伐採を強く望んでいるというところ、市自ら切捨て間伐、除伐を進めていきたいというような意向の状況というところあります。現在その共有林の周囲で定める予定の集積計画の概要が下の左にございます。10年間預かりまして、人工林のほうは、1回以上は間伐をすると。広葉樹のほうは除伐ということで、抜き伐りをするというようなところあります。市町村が全額負担をして、利益の還元がない施業となります。

次、6ページ目です。今日、2回現場を見ていただきました、既に伐採されている状況というところがございます。集落の近くということで、こちらの場合は、林縁部は見ていただいたとおり傾斜も比較的ゆるいところで、少し皆伐も取り入れながら、整備が今進められている状況でございます。7ページ目は、今の間伐実施地の状況、ちょっと割愛します。

次、8ページ目です。1か所目に現地を見ていただきました共有林が2か所あるところで、いくつか議論いただきたい事項ということで少し整理をしております。大きく六つ、書き出してみました。

1点目です。本件で登記名義人が合計6名ということで、現時点で判明している子や孫が40人以上に及んでいるという状況で、これから探索をしていくに当たってこの探索の合理化について、何か手法を考えられないかというのが1点目であります。

2点目です。今回の対象林分ですね、倒木等により県道や鉄道に被害を与える

可能性がある状況にあり仮に相続人の探索の結果、不明者が出た場合、今回の共有者不明の特例を使うという考え方はあって良いかどうかというところです。3点目です。仮にその特例を使うことが難しい場合はどのような対応が考えられるかと。

4点目、優先順位ですが、現地の状況に照らして、共有地1の人工林と共有地2の天然林のどちらについて優先的に対応すべきと考えるかと。

5点目として、仮に特例を使って伐採をする場合ということで、今回その相続登記を完了した所有者としては、この林縁部の広葉樹を全て伐採するというようなご希望もあるということです。そういったことは可能かと。またそれが難しい場合には、保全対象に影響を与えるおそれがある、形質不良木、危険木とかに限定して伐採するならばどうか。更にこうした伐採を実施することで逆に土砂の崩壊等の災害を招来するおそれはないか。またそれ以外の方法で伐採する場合どのような伐採方法が考えられるか。ということで、あそこでどういう施業をするとよりいいかというようところが5番目です。

最後6点目です。今回の検討対象となっている箇所はヒノキ林と広葉樹の混交林という状況でございました。こういったところで今後経営管理を行うに当たって、どのような施業を行うことが望ましいかというところです。現地でいくつか委員に頂いたご意見もありますけれども、以上6点について、改めてこの場でもまたご議論いただき、ご意見を頂戴できればと思います。河合委員から少し補足もしくはコメントあればと思いますのでお願いします。

河合委員

現地は先ほど見ていただいたところです。このような現地でございます。意向調査をやったときに、そうした林分があるということで、所有者の1名の方が、何とかしてほしいというような、意見が出たということで、さあどうしたらいいのかなという状況でございます。ああいう状況ですので、どういう施業をしたらいいのかということも、大変です。また、「議論いただきたい事項」の2番目は悩ましいところです。どうしたらいいのかなと思います。全部伐ってしまうのは下への影響がありますし、まだ相続人全部を探索しておりません。今ここに挙がっているのは現在うちの市役所の市民課や税務課の情報の中で、分かる範囲で調べた状況です。多分身内の方なので、ご存命の方がいらっしゃるでしょうから、そういうところをたどって調べていけば、大抵分かるんじゃないかな、ということは、期待しております。それにしても、相当な人数になると思いますので、どれだけ大変な手続になるだろうか、という不安もあります。できることであれば、簡略的な手続きでできないものかと感じておまして、これはほかの市町村の皆さんも多分思っていることかと思えます。以上です。

中山課長補佐

ありがとうございます。資料の順番に限らず、思いつかれたところからでも結構です。現地でも色々ご発言いただきましたけれども、またちょっと改めて、コメントを頂戴できればと思います。

阿部委員 5番のところについてちょっと質問させていただきたいです。これは共有林2のお話をされているのかと思うんですけども、それでいいですか？

河合委員 はい、共有林2の部分もありますし、まあそれ以外にも当てはまりますね。ああいった条件のところ、どういう施業をすればいいのかということは、多分それぞれの現地で違うと思うんですけども。

阿部委員 現時点、見させていただいた広葉樹のある所というのは、黄色く囲っている、共有林のところだと思いますけれども、図表集の黄色い枠のところですよ。

中山課長補佐 そうです。

阿部委員 ここだけ広葉樹も上から下までありますけれども、恐らくこの広葉樹が道路沿いにはみ出ているわけです。これを見たときに、道路の山側の法面がかなり高く石積みがあって、結構高かったですよね。そして、その上に広葉樹がありました。この法肩に大きな広葉樹があるという状況は風が強い日に倒れたりしたら危ないということだと思います。もしそういう危険性があるのなら、伐ってもいいのかなと思います。法肩の部分ですね。特にこう、木が揺れて、法肩が緩み、積んだ石積みが崩れてくるような危険性があるということであれば、伐採するのもいいのかなと思います。それから上のほうにずっと広葉樹が続いていますけれども、ここだけ広葉樹があって、ちょっと窪んだような地形なので、大昔に森林を伐採されたときに崩れた跡が、上から下まであって、そこに、ヒノキを植えられなくて広葉樹が育っているのかなという気がします。この広葉樹は伐らないほうが、いいのかなと思います。やっぱり木を伐れば、それなりに、根が腐って、斜面の安定性がある程度は下がると確かに言えるので、全体を伐らずに広葉樹を、健全な形で、1本1本が大きくなるような形での施業をしていく。あまり手を加えなくても、自然に放置すれば段々そういう風になっていくと思いますけども。ですから、伐採しないほうがいいかなと思います。一方で、ヒノキの林でしたけれども、全般的に、ちょっとまだ暗さがあるかなという感じで、もうちょっと本数密度を下げてもいいのかなと思っています。下層植生をもうちょっと豊かになるように保つというか、そういうことをもう一度ぐらいやってもいいのかな、と思いました。環境保全林ということで、将来的にたぶん皆伐はされないかと思いますが、年数が経てば、また混んできます。こう1本1本が大きくなって混んでくるときもありますでしょう。それから土壌の薄いところなんかが、融雪被害かわかりませんが、立木が倒れている所がありますよね。そういう所は大きな空間ができれば、やっぱりこう、天然性林にしていくというような施業がいいのかなと思います。あえてヒノキを植えなくて、既に生えていた樹木で、自然の生態系に還すというような、

そういう施業がいいのかなと思います。

中山課長補佐 はい、ありがとうございます。5番と6番のほうにもちょっと及ぶような形の、将来的な施業ですね。

植木委員長 施業のことでしたら続けてよろしいですか。一つ目見た腰細地区の黄色い所、共有林2のところですか。その下に公道があり、さらに鉄道があって、下水処理場があるというような状況において、やはり道からすぐ上の部分の立木についてはかなり大径化して、またチャートという地質において、非常に土壌層が薄いという状況です。土壌の層が薄いということを考えたら、今後、病虫害や豪雨などの自然災害等によって、道路や電線等に支障を与える可能性があります。そう考えれば、周辺部分、沿線部分は積極的に施業をしていったほうが良いと思います。ただ、それより斜面上部はできるだけ現存の森林をうまく育成し、環境保全林として機能を高めていくのだと考えるべきでしょう。ただし林分を見たところ、人工林はほとんど手入れがされていないようです。大径木と小径木の太さの差が大きいということは、既に競合が相当進んでいて、完全に優劣がついています。しかも土壌が薄いために根返りが起きていたと考えられますので、この斜面全体の中でも、ある程度土壌がある所と全くない所があって、それらの違いによる施業の工夫も必要かと思います。今の状況で見ると基本的には現存木の太径材への誘導、人工林の適切な間伐、さらに広葉樹の導入というものが重要になってくるだろうと思っております。ヒノキも大径木であれば、ある程度根系を拡張し、土壌の緊縛力も高まる可能性があります。しかし他の隣接木と競合している現状においてはそれがなかなか進まないと思われ、であれば、立木密度の管理を早急に進め、個々のヒノキの距離をとり、樹冠が広がる空間をとりながら、大径化を進め、それによって根も丈夫なものにしていく必要があります。くわえて間伐効果として光が林内に入ることによって下層植生も豊かになってくるということであれば、土壌の流出もある程度抑えられていくのではないかなという気がします。そういう意味でも、長い目で見ると、広葉樹を守っていくのが望ましいのだけれども、今ある針葉樹もやはり、ヒノキを活かしながら長伐期大径化の方向で、できれば将来的に針広混交林化の方向に持っていくのが望ましいのではないかと思います。ただ、針広混交林化する前の広葉樹をどのように導入するかというのは結構難しい課題かなと思っております。広葉樹の場合やはり光が必要です。今回も現地を見た感じでは、部分的に森林が崩壊した部分では、光が入って下層植生が豊かになっているという気がします。ただ高木になるような広葉樹が見られないというのがちょっと気になりますね。やはり灌木類が多いところで、いかに高木になるような広葉樹を導入にするかというのが今後検討課題であろうかと思いますが、そういった方向性は求めていくべきだと思っております。

河合委員 ある程度、強度に間伐したり、ギャップをつくってやったり、というのがよいのですよね？

植木委員長 強度の間伐はちょっと考えたほうがいいのかもかもしれません。今まで放置されていきましたので、まずはゆるやかな間伐から始めて、ある程度、森林そのものが強くなれば強度にやってもいいのだと思います。あと広葉樹の導入の場合には、群状的に空間を作り光を入れるというのは手かなと思います。

中山課長補佐 林縁部も含めて間伐でしょうか。

植木委員長 林縁となっている下の部分はもっと積極的に別な考え方変えたほうが良さそうだなという気がします。あれだけ木が道に出てきているぐらいですから、私だと多分大径木を中心に多くを伐採するんだろうなと思います。ただそれよりも上部斜面は、先ほど申した、今の森林をいかに強いものにしていくかということになると思います。

中山課長補佐 分かりました。片山委員いかがでしょうか。

片山委員 委員の皆様方のご意見はそのとおりで見ていました。私も県職員時代、治山の担当を長いことしていましたので、あれは治山工事の現場だなと見ておりました。確かに、林縁の一番下のところですね、あそこは広葉樹もそうですし、ヒノキのところもそうですし、電線に枝がかかっているような状態になっているところについてはやっぱり伐ったほうがいいのか、という気はします。ただ、今残っているヒノキの林というのは、あれはあれで結構、落石防止の役をかなり果たしていると思います。枯れて根返りしたりとか、被圧されてしまっていたりとか、そういうものはもう伐ってしまって、あと健全な木を残してあげて、その落石防止の機能を高めてあげるような、やり方なのかと思います。あと伐った木をなるべく筋置きみたいな格好で置いて、その落石に備えるというような施工方法を考えればいいのか、という気がしました。本当をいうと治山事業であの下に落石防止柵いれるのかなという気はしましたが、そのような感じで私は見ました。

中山課長補佐 ありがとうございます。今のところ、郡上市では林縁も含めて間伐するという計画ということでよろしいでしょうか。

河合委員 林縁については、そういった電線とかもありますし、風で倒れるということもありますので、そういったところは一気に伐ってしまうというのはありますけれども、やっぱりある程度、伐るところによるだろうなと思っています。ただ下側の部分は今日見ていただいたとおり、石がガラガラのところもありまして、

落石が怖いかなと思います。

片山委員 怖いですね。

河合委員 そこがありますんで、そういった部分も、手当しながらできるのかなと思います。

中山課長補佐 「議論いただきたい事項」の4番に共有地1と2はどちらについて優先的に対応すべきかと書いてまして、実際はもう同時並行にやっていくってというようなイメージでということですね。ただあの状況だと、施業的には、広葉樹を先に伐るとかっていうことを考えていたりするものでしょうか。

河合委員 多分、伐るにしても、下に道がありますし、交通の関係を考えるとその方向に倒れてはいけませんので、それなりに引っ張ってみるだとか、あるいは、クレーンなども考えながら引っ張る必要があるとか、更にやるとすればそういった一連の作業の中で、1回でやったほうがいいかなあと思いますけど。

中山課長補佐 ありがとうございます。品川委員、探索の関係や、特例の活用の中でコメントいただけませんかでしょうか。

品川委員 私どもの立場から言えば、探索が大変だという郡上市の気持ちは本当によく分かるのですが、現状探索の合理化について特別な案というのはなくて、地道にやっていただくしかないと考えております。強いて申し上げるのであれば、やはり行政書士さんとか、外部の方を活用していただいて、なるべく市町村の負担をカットしていただくことぐらいしか考えられないかなという風に思います。2番についてまさに共有者不明の特例使うという考え方でよろしいかと思えます。共有者不明の特例の場合には裁定手続きがなく、割と手続きとしては簡易に使えるかと思えますので、是非やってみていただきたいと思えます。特例を使うことが難しい場合どのような対応が考えられるかということより、特例を使うことが難しいということはないように思えますので、特に問題はないかなという風に考えます。

中山課長補佐 ありがとうございます。野村委員、補足で何かございませんでしょうか。

野村委員 品川委員もおっしゃったとおりだと思います。2番の質問自体なのですが、その「共有者不明の特例を使うという考え方が合っているのか」という問い自体が、ちょっと引いている気がします。共有者不明の特例というのは別に経営管理の必要性とか、その倒木の問題とか、そういうことがあるから使うべきだというものではなくて、共有者の中に不明な人がいたら、躊躇なく使ってよい

ものであって、何か、誰かに損害を与えるんじゃないとかですね、よほどの切り札として出すんだというような、そういうものとして考えなくても、普通のメニューの一つで、共有者が不明だったら活用をまず考えてよいものと捉えていただいているのかなと私は思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。河合委員、いかがでしょうか。何か更にコメントございますでしょうか。

河合委員 これについては皆様、今委員の皆様がおっしゃったように、もちろんこれから不明な所有者があるということも、これは当然のことですし、不明であれば、特例措置を使うということも、そうなのだろうなと思っております。まだやはりうちの市役所の職員の手には負えないようでしたら、行政書士に頼むということも考えておりますので、そういったところで、進んでいきたいなと思ってます。

中山課長補佐 関連して、第4回検討委員会で紹介した京都府の綾部市さんの事例は、今回と同じように共有者が多数いたというような状況だと思います。共有者が多数いる場合、一部の共有者数名から同意が得られないだけで事業が進め難くなってくるというのも次の論点としてあるのかなと思います。制度的には確知所有者不同意森林の特例がございますので、これを使うことかなと思っておりまして、これは次回以降の検討委員会で、続きのような形でやっていきたいなという風に思っております。ありがとうございます。

河合委員 ただやっぱり、共有者が不明だから特例措置使わなければならないといえそうなんですけども、今回の場合、身内の方、生きていらっしゃる方がおられますので、できれば、相続してもらおうように思っています。

中山課長補佐 補足いただきありがとうございます。それでは、次の議事にうつりたいと思います。郡上市さんには今後、進捗をお聞かせいただければありがたいです。どうもありがとうございました。

【2.当面の議題について（第3回からの継続審議）】

＜資料2 当面の議題、前回までのポイント、今回ご議論いただきたい事項＞

中山課長補佐 それでは資料2に入っていきます。当面の議題ということで、第6回バージョンで作成をしております。1ページ目、これまでと変わらないため、割愛をさせていただきます。2ページ目も割愛をしたいと思っております。

3ページ目。ご議論いただきたい事項ということで、また同じような図表を載

せております。左側が優先すべきと書いております。対象とする森林の選定ですね。それに当たって何を優先すべきかということで、各論①、②、③ということで整理しております。右側に合理的と書いておりますのは、経営管理の方向性です。これについて合理的な判断基準をどこに置くのかということで、こちらも各論③、④、⑤ということで整理をしているというものでございます。前回までの間で、それぞれの各論の部分を、ご議論いただいたということで、今回は、これまでの議論を、整理をしていこうかなと考えております。

続きましては4ページ目です。これまでの検討委員会のポイントを整理しているものです。4ページ目は第3回検討委員会のポイントということで、これは変わりございません。

次は5ページ目です。第4回検討委員会のポイントということで、前々回の方です。前回、上の「所有者探索・同意取得の注意点（各論③関連）」の三つ目のポツのところ、委員からご意見いただきまして、少し変えております。下線部を引っ張っているところがございます。登記名義人の所有者情報が不足するときですとか、戸籍謄本や住民票の除票が廃棄されたときなど、公的資料からの探索が困難なときは、前回は、「探索を打ち切ることを考えてもよい」と記載していましたが、「積極的に裁定に持っていく」などの表現がいいんじゃないかということでご意見を頂きましたので、「特例措置の活用を積極的に視野に入れて検討する」という表現に修正しております。

次は6ページ目です。こちらが、前回の検討委員会のポイントということで新しく整理をしたものでございます。まず各論②の関連です。対象とすべき森林の優先順位付けをどういう風にするかという点です。災害防止や産業振興とか、そういったところの観点でお話を頂いたところです。森林整備による特に災害防止の観点で一番抑止効果が高い表層崩壊というところを防ぐ観点でいくと、この幼齢林、壮齢林に分けて、早期に誘導する、あるいは壮齢林における間伐を進めていくという視点が必要だということと、あと優先順位の関係では家の上部に位置するとか、人命に関わる状況については優先順位を上げて対応することも必要だろうというご意見を頂きました。一方で2点目は、この木材を活用し林業振興を進めるということで森林を健全に保つと、それによって災害防止の機能も発揮させていくという視点も併せて大事だということも言っていくべきじゃないかという議論です。そして3点目です。こちらは特に市町村の事務量とか、財源の部分でございまして、まずは市町村の方針を、この地域の関係者や、所有者の意向を聞きながら明確化していくという内容になっています。その際に、この市町村の事務量や、財源を考慮することはあり得るものの、これをもってのみ、所有者不明森林等に対応しないということは、避けるよう留意するべきではないかということで、ここはちょっと表現ぶりに気をつける

ようにというご意見も頂きましたので、一旦こういった形で記載をしております。各論⑤の関係で、経営管理の合理的な判断基準を整理しております。それぞれの各論を組み合わせ、どういう風に説明するかというのがこの各論⑤の部分です。その中で取り組みやすさとか、費用対効果、そういった市町村の考えを判断基準として含めることは可能であろうというところなんですけれども。その場合、住民ですとか、事業者のニーズ、安全性、その他の判断材料とバランスをどう取るのかを合理的に説明できるようにすることが必要だという点であります。また所有者不明であるということを経由に理由に対応しないと、地域住民が土砂災害など被ることは避けるべきだということで、これは可能な限り災害を回避するため、費用面等を考慮しつつ、総合的に勘案して一番効率的にできる方法を採用できるようにしていくことが重要だという点はしっかり言うべきだろうということで、記載しています。

7ページ目です。各論③の関係で、前回、糸魚川市の事例をケーススタディとして取り上げさせていただきました。糸魚川市の場合は、特例をこれから使う予定でもないし、あるいは既に使ったという事例でもないのですが、集積計画を立てた中の一部に所有者不明があるというような状況の事例でございました。ここでいくつか、頂いたご意見を掲載しております。まず、所有者探索の注意点や、特例措置活用の必要性という部分で、登記名義人の所在を把握する方法がない、具体的には林務部局や税務部局が保有する情報でも所在の把握ができないということであれば、特例措置の活用を検討しようというご意見。また、この裁定等の手続きにおいては、更に過重な資料を求めるといったことがないように留意しようというご意見。これまでも委員に頂いていたご意見を、改めて載せております。2点目として、所有者不明森林そのものが小面積で手入れを行わなくてもさし当たりの支障がないという場合も、周辺森林との一体的な管理の必要性が説明できれば、積極的にそこも加えて、活用を検討しているという点と、またその一体的な管理の必要性が乏しいという場合も病虫害の温床となるというような可能性がある場合ですとか、その経営管理の必要性が説明できる場合は積極的に活用を進めるという考え方も取り得るだろうということでございます。次に財産管理制度の活用ということで、この点挙げさせていただいておりました。特に糸魚川市の事例の場合、相続放棄をした山があったと。今回の場合は、既に相続財産管理人を選定された後だったので、集積計画を立てられたという状況だったんですけれども、そうじゃない森林もやはり多いというところその点も議論として挙げさせていただいた点であります。一つ目が民法 940 条、この相続放棄をした者による、管理の継続というのが規定されておりますが、自己の財産におけるのと同じといえる範囲内で、例えば保存行為としての経営管理権の設定も含まれ得るということでいただきました。ここは、事務局のほうの整理では、相続放棄をした者の権限でそこまではできないだろうというような認識でいたわけですけれども、自己の財産におけるの

と同一という点で、経営管理権の設定も可能なのではないかとこのところでございます。一方で、財産管理制度を活用したほうがより安心できるとした場合は、この相続放棄された森林ですとか、相続人のない森林について、市町村が利害関係人として相続財産管理制度の活用も検討できるというところでありませう。またこの裁判所への管理人選任の申立においては公益性を十分に説明することがポイントだということで、アドバイスを頂いたところでございます。最後に、境界確定の必要性というところでは、今回糸魚川市の場合、集積計画の中に、所有者不明があるという場所で、その境界の確定のレベルをどういったものかというところで挙げさせていただきました。どういったレベルで境界を確定させるかについては、現地の状況を踏まえケースバイケースで対応していく必要があるということでございまして、あまり決めすぎても、過重な対応になってしまうというところは、留意が必要であるというご意見を頂きました。この境界が確定しない場合であっても、そこに立木がなければ、かっちり行わないというような考え方も有り得るだろうというところでは、今、前回の検討会のポイントということで、整理をしたところでは、この点でご意見はございますか。

品川委員

3点ほど、気になったところと訂正を申し上げなければならないところがございます。見過ごしていたところではあるのですが、4ページの下の方の上のポツで、「柔軟に活用していくこととしてよいのではないか」という表記があるのですが、この「柔軟に」というところが、もう少し、何をどう柔軟にという意味なのか、ちょっと明確性を欠くなと思ひまして、そこが、用語で見逃していたところでは、今回、明確にしたほうがよいかなと思ひました。先に気になった点を全部申し上げてまいります。

7ページですが、一番上の「所有者探索の注意点、特例措置活用の必要性、各論③関連」という上の方の上のポツに、「裁定等の手続きにおいては更に過重な資料を求めるといったことがないように留意」と書いてありまして、今ほどご指摘いただいたのですが、基本的には裁定の手続きというのは申請する側をチェックする機能ですので、例えば今回の限りで言ってみれば、申請をする側、申立てをする側に立った、サポートとか、資料提供するという側かと思ひますので、あんまり裁定側に対してあれをせよこれをせよということを表記するということは、ふさわしくないのではないかと考えました。それが2点目です。確か前回どんな文脈でこれが出てきたかというところ、自治体の方がまるで捜査のようなことを、聞き込みなどを際限なくやらなければならないのではないかと非常に恐れておられて、いやそこはそうじゃなくても、というお話の中で、こういった表現も出てきたかと思うのです。そういう必要がないことは条文上ははっきりしております。

それから、真ん中「財産管理制度の活用 各論③関係」で、上のポチ、「民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、自己の財産におけるのと同

一といえる範囲内で、例えば保存行為としての経営管理権の設定も含まれ得る」と。これは現状このとおりだと考えているのですが、実は民法が新しくなるのに際して、ここの部分が変わります。相続放棄した者の管理の継続は、「相続の放棄をした者はその放棄時に相続財産に属する財産を現に占有している場合には」という風になります。いつから明確に変更になるかっていうのはまだはっきりしてないのですね。2年後、令和4年の3月末までにはっていうことでしたか？令和5年の3月末でしたか？

野村委員 令和5年ですね。

品川委員 令和5年でしたか。今これを書くのであれば、両方併記ということになるのかなと思ったところです。これが3点目です。私からは以上です。

野村委員 品川委員がおっしゃった2点目、7ページの、一番上のポチのところなのですが、けれども、前回、新潟県庁の方がいらして、県庁が、その裁定をする側としての留意点のお話も出たということがこの記載になっているのかなと思います。申請する側と、裁定側との、内容をごっちゃにしないほうがよいというのは品川委員のご指摘のとおりだと思うのですが、実際には、市町村が苦勞して、県は全て知り尽くして待ち受けているというわけではなくて、おそらく県もどう受け止めてどうやるかという、悩みはあると思うんですね。そちらに対する、アシストになるような内容も、書き分けつつ記載するというのですかね。あまりごっちゃにしないほうがいいかもしれませんが、やはり参考になる情報は分かるように、織り込んでいくという趣旨であれば、それはそれでよろしいのかなと思いました。

中山課長補佐 ありがとうございます。ずっと市町村目線に、県の目線のものが入ってきたので、多分そこは、資料構成の問題かと思います。申し訳ございません。ありがとうございます。おっしゃったとおり新潟県の裁定のときに、特に気にすべきことが追加的にあるかということでご意見を頂いた部分でございましたので、それはまた、これから整理していくときは、誰が見るべき情報なのかというところは、ちょっと気をつけてですね、整理をしていきたいなと思います。4ページ目の柔軟に活用していくこととしてよいのではないかとこのところが明確さに欠くという点は、例えば「積極的に活用する」というような表現がよりよいですかね。

品川委員 これは普通に共有者不明森林で扱うという意味になろうかと思いますので。

中山課長補佐 分かりました。これからの整理で考えてみます。

植木委員 まあ、普通にやっけていいよということですよ。

中山課長補佐 はい、そうですね。承知いたしました。あと民法の改正のところも、ありがとうございます。ご指摘のとおりでございました。現に占有する者が該当するところでもありますので、改正前と改正後の話を書き分けるような形がいいのかなと思います。

品川委員 そうですね、改正後、現実的には、相続放棄した方にはもう頼めなくなっちゃうわけですね。

中山課長補佐 占有する者として放棄してる人は、少ないだろうということですね。ありがとうございます。あと他の点でいかがでしょうか。そこはじゃあ、一旦こういった形で次に進めたいと思います。

<資料2 各論①>

中山課長補佐 次の8ページ目からですね、ちょっと各論①からずっとその、追加で今回お持ちした資料も含めてですね、簡単にふれていきたいなと思います。各論①ですが、右のほうに地形的要因ですとか法指定とかですね、特に災害防止を目的とした運用をする場合に留意する点ということで整理しているんですけども、この際に、ゾーニングというのを絡めて対応していくというのがいいのではないかとということで、検討事項としておりましたので、今回事例をいくつか用意いたしましたので、説明をしたいと思います。

参考1をご覧くださいと思います。市町村森林整備計画におけるゾーニングの例ということで、いくつか特徴的なものを整理いたしました。1ページ目見ていただきますと、まず新潟県村上市です。市の森林整備計画で、ゾーニング行われているのですけれども、更に森林整備を進めていくための、新たなゾーニングということで、林業経営に適した人工林かどうか、要は森林環境譲与税とか、森林経営管理制度を進めていくにあたっての新たなゾーニングをこの『森づくり基本計画』というのを策定された中で検討をされているというような事例でございます。例えば、この上のほうを見ていただくと、真ん中の上ですが、林業経営に適した人工林と、林業経営に適さない人工林の区分というのを、それぞれ、傾斜と地利、地位、それに応じてどれだけの面積があるのかということ整理して、右のように図示をすると。大きく生産林と、保全林とに分けて、そこから意向調査、あるいは、森林整備をやっていくということで、今取り組んでおられるという事例でございます。

続きまして2ページ目が愛知県豊田市です。愛知県豊田市では『豊田市100年の森づくり構想』というのを立てていらっしゃるしまして、公益的機能が十分に発揮できる森づくりに取り組むとともに、特に林業経営に適さない人工林は、

針広混交林、天然林化を進める等のゾーニングをやっているというところであり、この下の右を見ていただきますと、新しい森林区分ということで、緑が人工林で、オレンジが天然林という分け方をされています。更に人工林を木材生産林と、針広混交誘導林ということで分けています。針広混交誘導林の立地条件とか見ていただきますと、尾根部などの生産不利地や、急傾斜地や河川沿い、0次谷、脆い地層など防災上重要な場所等となっており、こういった形でゾーニングしてやっというところで取り組まれているというような事例でございます。

3ページ目は静岡県静岡市の事例でございます。こちらは、国の森林・林業基本計画に掲げております多面的機能の区分に準じてゾーニングを実施されております。特に針広混交林化を推進すべき森林というのを定めていると。それを県独自の事業で、針広混交林化を進めていく事業があって、そこに紐付いたゾーニング分けということで、やられているというところであり、ゾーニング上、事業をやる場所をここで決めてしまうということで、進められているというやり方です。

次4ページ目は郡上市を改めてまた載せさせていただきました。木材生産林、環境保全林、観光景観林、生活保全林の四つの区分でゾーニングをして、市でやるべきところ、そうではないところ、分けて取り組まれているというような事例として、掲載をしております。

5ページ目は、宮崎県綾町の事例で、照葉樹林の保護、復元ということですか、景観の維持とか、里山の保全、そういったところを特にゾーニング分けしてやられていると。この快適環境形成機能、保健レクリエーション機能、こういったものを特に照葉樹林化と紐付けてゾーニングをしてやられている事例でございます。

最後のページです。ゾーニングの活用ということで、やはり対外的な説明材料の一つとしてこういったゾーニングを活用することは有効だし、やるべきことだろうというところであり、やり方としては市町村森林整備計画のほうに公益的機能別施業森林というものをゾーニングするようになっておりますので、これをベースとしてやるということですか、それも踏まえて市町村独自のゾーニングを実施するというやり方が様々あるというところがございます。こういったやり方で、説明を補強していくという点も、このガイドラインにおいては、位置付けをしていくといいのではないかなと思っております。以上、各論①の関係で少し残しておりましたゾーニングの関係でございます。この関係でご質問とか、ご意見がございませんでしょうか。

植木委員長

ゾーニングを活用するという自体、私は賛成です。賛成なのですが、ゾーニングがどういう意図で行われたのかというところを、検討しておかなければいけません。例えば我々が今、森林経営管理制度の中で、やろうとする森林とうまく合うかどうかというところを注意したほうがいいと思います。今出てき

た静岡県の場合にはかなり大雑把な分け方でしかなくて、逆に、綾町とか郡上市ではかなり細かい、ずいぶん機能区分としては進んだ事例だと思います。そうした場合に、そのゾーニングの機能区分の範囲が大きければ、それは全てその機能として見るんですよ、ということではないと思うのです。例えば大きく枠で囲った部分の機能が全てですよ、ではなくて、多分、その中には多少いくつかの別な機能も含まれているはずだけれども、便宜的にそこは大きく区分しましたという話だと思います。そうした場合に森林経営管理制度の中で、我々が今まとめてやろうとするところが、本当にそのゾーニングの、例えば市町村森林整備計画で言えば、かなり大雑把ゾーニングが多いと思うのですが、そのへんは一度、確認した上で、それが適切かどうか一度議論を踏まえた上で利用すべきだと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。植木委員長がおっしゃったように一つの森林で一つの機能という分け方はあまりなくて、色んな機能を重複させていると。その中で特に、ここはこれという形の分け方をしているのかなと思います。そこは各地域、市町村の森林整備をしていきたい方向性と、この森林経営管理制度をその中でどう使うかというところの組み合わせというものもあると思いますので、そこはしっかりと繋がるようにしていくということを注意して、捉えて書いていくのかなという風に思いました。ありがとうございます。

<資料2 各論②>

中山課長補佐 次に各論②に入らせていただきます。

こちら、少し直しております。一番上でございます、土砂災害や水害から対象とすべき森林を、市町村あるいは市民の考えから考えていくと、判断をしていくと、ということでございます。1点目、土砂災害や水害から住民生活基盤を保全することが第一の検討事項となり得るが、市町村の方針や地域のニーズに応じて林業振興の観点で活用することも柔軟に判断し得るという風にしております。前回、産業や地域振興としていたんですが、林業振興という部分はより、ご意見に近いのかなということで少し直しています。ただ、ちょっと意味合いも変わってきますので、ご疑義があればちょっとご意見を頂きたいなというところでございます。そのような中、「以下に掲げる考慮事項から優先順位を付けることも検討」と書いております。これは前回、「優先順位を付ける方法はあるか」という風にしてはいたしましたが、なかなかこの下の色んな課題から、どこから優先順位を付けていこうというのが難しいというような形でありましたので、一旦、「付けることも検討」というような表現にしてはおります。もし何か付け得るべきものがあればまた、ご意見を頂きたい部分でございます。その下でございます。まず局所的課題のところでございます。災害の規模で、今回、種類というのを追加いたしました。前回、幼齢林、壮齢林というような話ですとか、

まず防ぎ得るものというのは表層崩壊の発生防止というところが効果のあるものというところでお話がありましたので。規模に、「種類」を付けております。そちらに「表層崩壊の発生防止を念頭に置きつつ」と今回加えたというようなところがございます。そういった点と、一番下のほうに、市町村の災害リスクに備えた認識をどう持つべきかということで、昨今の、豪雨の発生状況を踏まえると、どこでも災害は起こり得るんだということを常に認識して、この点で、対応していく必要があるというところと、あとはその立地ですとか、森林の物的状況から優先順位を付けて対応することで差し支えないのではないかという記載をしております。

次に、広域的課題はそのままでございまして、産業振興等というところがございます。この目的の一つとして、林業振興とすることも可能であることを前提とすると。森林経営管理法にも林業の持続的発展というのが位置付けてありますので、そこも当然有り得るだろうというところでもあります。その際、周囲との一体的な施業の実施のためにとどまらず、所有者不明森林自身における木材生産もあり得るというところでもあります。さらに、森林管理の適正化を第一義と説明できることを前提に、本目的外である、例えば農業振興、そういった産業振興や、地域振興にも対応することも、市町村全体の行政運営の裁量として行い得るということで、この場合、公益目的と比べ順位を下げると整理すべきなのかといったところも、改めて、皆様今まで頂いたご意見を確認したい部分でございます。そういった意味ではこのタイトルは、産業振興等と書いておりますが、産業振興がいいのか、林業振興がいいのかというところで、我々も考えているところです。以上が産業振興等という部分であります。

一番最後、右下に、市町村の方針ということで、事務量とかをどう考えるかというところで、まずは市町村森林整備計画等に定める方針などに従い、優先順位を検討するのだろうと想定しております。そして、その方針から逸脱しない範囲で、市町村の事務量や費用、財源を考慮事項の一つとすることはあり得るということで記載をしています。事務量とか財源をあまり考慮事項として言い過ぎると、みんなそこに行ってしまうというようなお話も頂きました。ですので、方針から逸脱しない範囲で、というような話でガイドラインとしては誘導していくべきじゃないかということで、少し整理をさせていただいたところです。対象とすべき森林をどう捉えるかという市町村の方針、また市民の考えを踏まえて、どう見るかという部分であります。ちょっと違うのではないかとか、ここで確認させていただきたい部分がありまして、色んなお考えがあると思いますのでご意見を頂きたいところでもあります。

植木委員長

個人的な意見ですが、申し上げます。私もまだ頭の中が整理できていないのですが、先ほど産業振興等というのを林業振興等と置き換えも可能かというようなお話がありました。林業という概念でいきますと、やはり皆様がイメージするのは、木材を生産することによる経済行為を發揮するんだ、追求するのだと

というのが林業なのだろうと思うんですね。それはそれでいいとしても、林業振興というのは林業だけで林業が成り立つわけではなくて、さらに川下と川中、川下まで続いた、連携があってこそ林業は成り立っていくわけです。そうした場合に、やはり川中、川下という経済構造や、あるいは製材工場とか建築業だとかがお互い win-win の状態であることが林業振興に繋がるんだと思います。さらに今日では地域材という言い方をしますが、地元の材を使いましょうよということが徐々に浸透してきている中であって、それは地域そのものの振興でしょうと考えられます。ですから林業振興というのではなくて、もっと広い概念で捉えたほうが適切で、産業振興は地域振興なんだよという捉え方をすべきなんだと私は思っています。

中山課長補佐 ありがとうございます。

野村委員 考え方については異存ないのですが、法律での書き方はどうなっているかということを一応確認しておく、第1条では、「林業経営の効率化および森林の管理の適正化の具体的な促進を図り、もって林業の持続的発展および森林の有する多面的機能を発揮することを目的とする」という言葉になっていると思います。その上で、2条の定義の中で、経営管理について、「経営管理とは、森林について自然的、経済的、社会的、諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう」という風になっています。ですので書くとなると、林業という言葉自体は法律の言葉なので、使ったほうがいいのかという風に思うんですけども、その上で、森林経営管理法に基づく経営管理というものは何かというと、ただその木のことだけ言っているわけではなくて、自然的な話だけでなく経済的とか、社会的な諸条件に応じて適切な経営管理をするということなので、今まさに植木委員長がおっしゃったような、他の関連する経済、社会みたいなものと、合致するようにやっていきたいと思います。内容としてはおっしゃるとおりだと思いますね。用語をどう使うかということもあると思うんですけども、林だけ見るんじゃなくて、例えば木材の市場がちょっと変わってますよというときにそれに合わせてまた変わっていくという話も含めてですね、当然この法律とか、計画とか、考慮要素となっていくということは当然だと思いますね。だから、法律の中でもそういうことも書かれているわけですので、その法律の考え方を、分かりやすく表現してあげたらいいのかなという風には思います。

品川委員 そこについて、疑問を含めてなんですけれども、最近林業と言わずに森林業という風になる場合も多く、また、「森林・林業」という風に言う場合も多く、おそらくですね、その使い分けも明確にはされていないのですが、雰囲気的に、SDGs 的なニュアンスを含ませたいときには森林業とか、「森林・林業」と言っている風な感じがするように思っています。林業振興と言うのは狭いということで

あれば一つのアイデアとしてはそういう単語を積極的に打ち出していくということも一つかなと思います。このあたりは皆さんのお考え方と、お好みとか、定義も明確にはありませんので皆様のご意見を賜りたいという風に思います。

植木委員長 野村委員、品川委員の話を聞いて、法律的な話を聞くとそういうことになるのですが、例えばここで今四つの局所的課題だとか広域的課題だとかあります。これ自身は法律云々というお話の下で、このようにタイトルを付けているわけではないですよ。

中山課長補佐 そうです。

植木委員長 そうであるならば、ここで議論すべきことは何かということが分からなくなってきました。林業振興なら林業振興、産業振興なら産業振興でもいいですが、それが法的にこういうのがあるからどうしても林業振興なんだよという言い方でいくのであれば、他の局所的課題だとか広域的課題においても同レベルの法的な関係の下で議論するべきだと思いますけれども。

中山課長補佐 ありがとうございます。

阿部委員 法律のことよく分かりませんが、何て言いますかね、うまく整理できてないのですけれども、この森林経営管理法の話、ベースになるのは、やっぱり日本の森林を資源としてうまく使って、地域の活性を含めて、産業、振興も含めて、日本の森林を使ったシステムをうまく作り直そうというのが、基本にあるかと思うのですよ。それで、森林をうまく使えば、防災の話も、うまく解決できるし、水資源や洪水防止の話もうまく解決していけるという、そういうスタンスの問題だと思いますよね。決してどこの優先順位が高いとか、そういう問題ではなくて、広域的機能、確かに重要ですし、財産、生命、人の命、守る、それが一番上に来てもいいのかもしれないのですけれども、そのためにやるのではなくて、ベースは、日本の森林を活用した林業を復興させる、地域を復興させるということがあって、それをやれば、局所的な課題も広域的な課題も解決できるというような、そういうスタンスで話を進めるべきではないかなと思います。

野村委員 先ほど、私も申し上げたのですけれども、何て言うんですかね、テクニカルな言葉として林業なんではないかということをお願いしたわけなんですけれども、ご趣旨には全く賛成で、むしろ資料の中に、この目的以外である産業振興や地域振興という言葉が、本当に目的外なのかなということが、むしろ疑問で、こういう風には書かないほうがいいんじゃないかなと、ちょっとここは気になっていたところでもあります。こう書いてしまうのはちょっと誤解が生じるのか

なという感じがしました。その災害とかにあんまり着目しすぎずに、むしろ林業経営自体のものに着目していくべきじゃないかというのを、まあ前回も申し上げたように思うのですけども。

箕輪課長

まさに今のご議論を聞いて、実は私どもの整理が追いついてなかったのかなと。元々特例措置というのは公益性をある程度発揮させるために使っていくものだというところから実はスタートしていたと思っています。ただ、まさにいやそれだけじゃないよねというご意見を頂いているので、その部分をちょっと付けているのかなという状況です。ですので、多分上の黄色のところもそうですけれど、土砂災害というのが一義的にあって、産業振興・林業振興のほうはその次だと。そしてその考え方でいくと、更に幅広い視点になってくる、じゃあどこまで許されるんだろうということ、こういう文脈になっているんですけど、確かに今までのご議論聞いて、そこはもう法律の第1条からいっても、並列でもいいのかなっていうところなのかなと、今聞いていて思いました。ですが、そこまでこの整理が多分追いついてなかったんですね。そこは私たちも、頭の整理をさせていただきたいなという風に今思ったところでございます。

品川委員

ごめんなさい、私の観点からすれば、公益的機能の中に、林業振興はもちろん入ってくるんです。それでもやっぱり災害防止ということは、一番目に明記しておけば、間違いがない。つまり、ガイドラインである以上、どういう風に現場に指示を与えるかを考えるときに、林業振興のことだけを考えると、災害防止をないがしろにするということがあってはならない。それは決して空論ではなくて、そういうところがあるからやはり強調しておいたほうがいいのです。やはり、林業のことだけを考えると災害防止をないがしろにする、災害防止のことだけを考えると林業をないがしろにする、どちらかを言うとしたらやっぱりちょっと重大な結果をもたらしかねないというほうに心理的な、アテンションを与える規定、書きぶりにしていきたいなと考えてます。

中山課長補佐

ありがとうございます。確かにそうだなと思います。また、経営管理をどうやるかという、各論④の関係にも関係してくると思ひまして、そこはしっかり間伐そのものの第一の目的が森林の健全化である、というところを担保するという位置付けは、気を付けたいなと思います。災害防止、林業振興はパラレルだと、それぞれの方針によって、色々な方法を取り得るということで、例えばそういった中でも優先順位をある程度付けたほうが取り組みやすいのかな？という考え方があります。ですので、元々、公益目的っていうのは少し前面に出した資料構成っていうのが出発でありました。そこは品川委員がおっしゃっていただいたようにガイドラインとして何を提示するかという点ですね。次またガイドラインの骨子というようなところを整理していきたいと思ひますので、そこでまた全体の構成の中で議論させていただければありがたいなと思ひており

ます。ありがとうございます。

<資料2 各論③>

中山課長補佐 次10ページ目でございます。対象とすべき森林、経営管理の方向性ということで、今回は、ケーススタディということで郡上市さんにやらせていただきました。丸囲みで「残」と書いているんですけども、意思表示しない共有者がいる場合、また協力しない共有者がいる場合について、法16条の特例を使うことを検討してよいのではないかという論点があります。例えば市町村が所有者を探索して相続人多数となった場合は、共有者不明森林の特例の活用を前向きに考えてはどうかというところを少し残しております。また次回以降、具体的にやりたいなと思っております。この16条は所有者が分かって、意向調査を送って、回答がない、集積計画案を送っても回答がないというときに、確知所有者不同意森林の特例があります。所在が分かっているけど同意しないという人に勧告をして、同意みなしという風に進めるという仕組みでございます。そこを前向きに使ってはどうかというような提示であります。特に共有地で200人300人と膨らんでいったときに、一人ぐらひは、全く意思表示をしないと、いや俺はもう関わりたくないからもう同意しないとかですね、そういう、消極的な不同意みたいな形もやはりいるんだろうと思います。そういうところを今の現行制度上、どう進めるかと。森林経営管理制度でどう進めるかという点においては、この確知所有者不明森林の特例措置を、むしろ前向きに使うことを考えてもいいのではないかということをご提示している部分です。また具体的な状況で、お話ができればなという風に思っておりますけれども、現段階で何かこの点についてコメントがございませんでしょうか。

野村委員 確認ですが、法律12条の、不明森林共有者の場合ではなく、所有者・共有者がいるのだけでも、意思表示をしないというケースですね。

中山課長補佐 はい、そのような状況です。
まさにいるのは分かっているけど、全く返信をよこさない。またその同意しないと言ってきたりする人ですね。300人中1人、2人いたときに、止まっちゃうというときに、今の経営管理制度上は、確知所有者不同意森林の特例を置いていきますので、その人に勧告をします。2カ月全く反応がないし、全く同意してくれないということであれば、県の裁定手続きに進んで、県に裁定をしてもらい、そこが下りれば同意があったとみなすというような仕組みでございます。我々基本的には同意があったところからやっていきたいと思いますというところで制度を進めております。確知所有者不同意森林の特例はある種聞こえも悪く、森林を取り上げるみたいなイメージを持たれたりします。ただ、そういった意味

で想定したような返信がないとか、そういった場合は、積極的に活用してもいいのではないかとということも少し提案ができれば、共有地の活用というのも進むのではないかと意図もありまして、ここに入れております。

片山委員 ちょうどまさしく、こんな感じのところが出てきそうな感じで。進んでくるとありがたいなという気がします。ぜひ、今進んでこういう状況が出てきましたよって話あったらまたご紹介をお願いします。

野村委員 品川委員が先ほど見直しと言ったのは何か別の手段のことでしょうか。

品川委員 いえ、意思表示しない共有者について、単に公示のみで、同意とみなすという風に改正することは一案かなと思いました。積極的に不同意という風に言っているのであればどうしたって確知所有者不同意にしなければならないけれど、返事がないということであれば、まあ、案の一つとして、そういう方法もあるかなと思いました。

箕輪課長 まさにちょっと今聞こうと思っておりました。初歩的な質問になるかもしれませんが、いるけど返事がないというのは不同意とみなすのか、単純に意思表示がないとみなすのかっていう点はいかがでしょうか。返事がないというのは、もう不同意という扱いになるのでしょうか。

品川委員 法律家の世界で、精密に考えるのであれば不同意として扱います。ですが現場でどう処理するかというと、やはり事案の軽重によって、このお手紙をもってお返事をいただけない場合には同意とみなして進めさせていただきましていうのを最後に一報打ってやってしまうということは、私の場合は結構いたします。

野村委員 おっしゃるとおりだと思います。多分法律の世界だと、同意がないという見方であって、不同意とは違うということだと思いますので。

箕輪課長 お手紙を何回か出しまして、こちらとしては努力をしましたという状況がありまして、そして共有者不明の公告手続きというのは最終的な権利設定の際にするものです。公告するから、その内容も見てるはずだろうと思います。であれば、「はい」という同意がなければ、同意したことにみなしてしまっても良いのではないかと、ということですね。

品川委員 そうですね。それによる不利益が本人にはないではないかと思えます。

箕輪課長 意見を表明する場もあるってということですか。

野村委員 やはりシチュエーションにもよると思うのですが、基本的に利益になることをやっているような中で、もう一つは過半数の人は、同意している。ごくわずかなパーセンテージしか持分を持たない人が、特に反対しているわけではないけど返事が来ないとかっていうときに、同意とみなすというかですね、まあ異議がないものと理解します、みたいなやり方はしても差し支えない場合もあるのかなと考えます。

箕輪課長 ありがとうございます。

<資料2 各論④>

中山課長補佐 またこの点、何かしらご提示をして、一度ご議論をしていきたいと思えます。次11ページ目です。各論④ということで、経営管理の方向性の判断材料、どういう経営管理をやってくかと、残していたのが、前回、林種転換ということで、間伐してもあまり効果がなさそうな場合は全部伐って植えるとか、そういったことをやってもいいのではないかというようなところを、書かせていただいております。今回、間伐を行っても森林の有する多面的機能を維持することが難しいと考えられる場合、合理的な理由の整理ができるならば主伐を行って更新することも検討すると記載しております。ただし、更新方法および植栽樹種については今後の経営管理の方向性、当該林分の条件および市町村のゾーニング等に鑑みて検討することが必要ということも記載をしております。これについて参考資料2で林種転換についての知見の整理をいくつか、事例をチョイスしております。補足で説明させていただきます。いくつかの、都道府県の事例を整理しております、1ページ目見ていただきますと長野県の事例であります。皆伐、全部伐った後に、人工造林、植えるというのと、天然更新、自然に生えてくるのを待つというところの選択をどうするかということで整理をされている手引きの事例です。下の表見ていただくと、それぞれ、人工林造成、あるいはその天然更新をすところの、適地とか、伐採前に何を確認すべきとか、こういったところを、整理をしております、こういうやり方もあるというようなものでございます。次2ページ目は、福岡県の手引きの例ということで、こちらの場合、広葉樹を植えるというようなやり方の樹種選定の手引きであります。標高別に、その中の地形ごとに、更にその目的ごとに、適する樹種を整理して、適地適木の広葉樹造林を目指した手引きとなっております。次の3ページ目を見ていただくと、森林被害の跡地というような事例でありまして、長野県の事例で、マツ枯れとかナラ枯れ被害対策地の健全化という目的で、天然更新ですとか、樹種転換事業が行われているというところでありまして、特にマツ枯れ被害跡地のアカマツであります。そういったところで、多くの樹種で、林種転換が成功しているけれども、表土がない箇所はアカマツに遷移して転換に

失敗するとか、そういったところの整理をしております。その下は石川県の事例です。各地の海岸林のクロマツの広葉樹林化というような事例研究がされています。次の4ページ目は、経済性の訴求によるものという風に書いてあります。スギ、ヒノキの人工林を伐って、紀州備長炭の生産を目的とした林に変えていこうという、そういうそのシミュレーションをやっている事例でございませう。こういった経済的価値を上げるというような観点での山の転換というものもあり得るのかなというところで整理しております。次が最終ページです。前回、この各論④の追加検討課題のところ、手入れ不足の森林を健全な森林に再生していく手法の一つとして、主伐をして新たに植栽をすることも検討してはどうかという論点がございました。この場合、森林の性質を大きく変えることになるので、不明な所有者、共有者への説明責任として、実施できる理由の整理が必要であると考え、Q&Aとして例示できないかというところであります。明らかに変更行為じゃないかという風に言われるところも一部あるだろうか、管理行為的にやるという考えもあるだろうか、そういったところを整理できないかと考えております。お話をした林種転換について、大きくその目的を考えますと、その下に a、b と書いてありますが、手入れ不足ですとか、森林病虫害によって失われたり弱まったりした公益的機能を回復するという観点で転換するというのと、転換することによって、以前の樹種よりも森林の経済的価値を向上するというような目的があるのかなと考えられるところでございます。例えば、この a、公益的機能の回復を目的とした転換は認められるのかと。具体的には、転換とすることによって公益的機能を回復させることができるということ、根拠付けるということが可能かという点でございませう。また b の経済的価値の向上という場合の転換というのはどう考えるか。経済的価値の向上という意味では、将来的なその材価の変動とかあるいは社会構成の変動で、変わりうることを考えると、この理由で行うことが困難かという風に書いてありますが、こういった公益的機能の回復、あるいはその森林の経済的の向上というところを目指す転換というところ、何かしら整理ができないかなというところで記載をしております。この点、先ほどの、そもそもの目的をどこに置くかっていうところで行きますと、この経済的価値の向上というのも当然取りうる手段の一つかなと捉えられるわけです。ですが、ある種全部山を伐って、変えてしまうということになりますので、一段の説明が必要になってくるのかなと思いつつ、何かこうすっきりと誘導できるものが書ければいいかなと思っております。あまり、こちらはまだ整理が追いついていないんですけども、検討会でも、こういう林種転換についてご提案を頂いたので、ちょっと今こういった整理をしているというところでございませう。

植木委員長

なかなかここは整理の付けにくい部分になるかなとは思って聞いておりました。我々が今森林整備をする場合には付随的に経済的な行為があつて私は当然だと思っております、それには、全く異論はないのですけれども。ちょっと言葉

の定義から確認したいのですが、ここで言う林種転換というのは、主伐ですから皆伐をするということが前提という理解でよろしいのですか？

中山課長補佐 そうです。

植木委員長 段階的に林種転換をするというようにお話じゃなくて、基本的には上部を全て伐採するというような話でしょうか。

中山課長補佐 はい、そういう施業が念頭にあります。

植木委員長 そうするとちょっと話が違ってくると思うのですが。公益的機能を回復させるということになると、そもそも、皆伐のように裸地化するというのは最悪だと思います。むしろ雑木林でも、あるいは灌木類があっても、あるいは下層植生があれば、公益的機能は皆伐が行われた裸地よりも高いはずです。それをどう理解するかということですが、そのこと自体は一時的な行為だからそこは目をつぶって、もっと長期的に見るという話であれば、また話が違ってくると思います。それから、常に間伐、主伐という考え方が来るのですが、これはもう「皆伐作業」ということを大前提に考えているということですから、例えば択伐だとか漸伐だとかの作業法を取り入れるという話はないのかどうかということですね。それがなぜ皆伐作業なのかということになってきますと、多分この森林経営管理法で市町村がやるのは、基本的に公益的機能、森林を健全にするということが大前提になるわけです。一方、皆伐作業という手法は最も経済的行為を実現するための作業法なので、それがふさわしいのかどうかということも考えなきゃいけないと思います。ちょっとそのへんは整理しなければ何とも議論ができないのではないのでしょうか。

中山課長補佐 はい、どうもありがとうございます。おっしゃったとおり公益的機能について、皆伐を行うとその一部又は全部を損なうという側面があります。そういった意味では長期的なスパンを見て、今の山を、何か手入れ、間伐をしてやるよりは、一部伐って植え替えてやったほうが、将来的に見て、何かもっといい姿になるのではないかと、取りうるやり方があるのではないかとこのところ、あえて提示をしているというところがございます。そういった意味では、択伐、いわゆる抜き伐りという手法を、当然取りうるのかなと念頭にあったものですから、皆伐を、前提に置いた話を入れているというところがございます。

植木委員長 時々、学生たちにも教えて気になるのは、言葉の定義が非常にこう曖昧にされているところが多くて、例えば先ほどの、林種転換に関する知見の整理の中で、長野県の手引きの事例の中で、人工林造成と天然更新という話があります。天然更新なら陰樹で、目的樹種、母樹あり、皆伐前に次世代稚樹が確保されてい

る。それを皆伐する、という記載があります。これは実は矛盾します。これは皆伐ではなく漸伐というべきでしょう。要するに上木を伐る前に更新が進んでいる場合は、前更作業と言って漸伐の範疇に入ります。ですから稚樹があるのに皆伐という表現が実はそぐわない。ただそのことをここで細かく言っても始まりませんから。ただ、山づくりには様々なやり方がある、こういった林種転換、どうもやっぱり山が荒れてるよね、このままでは経済的にはもちろん公益的機能にとっても悪いよねと判断された場合に、どういう作業種を取るのかというのは、皆伐作業だけじゃないということが大前提で、そこを説明しないと合理性に欠けるんじゃないかと思います。

品川委員 すみません、単純な質問でよろしいでしょうか。作業種で、表土を伐採直度にはぎ取る、表土はぎ取りっていうのは初めて聞いたんですけど、これは、これあるのでしょうか。すみません、単純な質問で。

植木委員長 表土のはぎ取りですね、作業の中では時々やります。

品川委員 実際、何をするのでしょうか。

植木委員長 天然更新させるために表土を取ると、針葉樹が侵入するケースがよくみられます。例えばカラマツとかアカマツもそうですけど、表土がないほうが、要するにB層が出てるほうが、針葉樹は更新しやすいということです。

片山委員 海岸のクロマツも一緒ですね。

箕輪課長 土地が痩せてるほうが生きやすい樹種っていうのがある。そのためにわざわざ表土を取ります。

品川委員 取った表土はどこへやるんでしょうか？

片山委員 どこかによけることになります。

植木委員長 そういう痩せた所に雑草は生えにくいので、むしろ戦略的に陽樹はそこに入って行って芽を出すわけです。

片山委員 草よりも先にマツのほうが伸びてくるという。だから前の土をそのまま残しといて、そこにマツの種が落ちてきても負けるのですね、育たないけれども、表土取ってあげて砂地にしてあげると、マツが育ってくるっていうことにはなる

ことはあります。

品川委員 分かりました、ありがとうございます。

箕輪課長 実際やっているところは、見たことない。

植木委員長 実際にやるのはササ地とかでのかき起こしですね。

箕輪課長 かき起こして、耕すぐらいは結構やりますけども、はぎ取るっていうとこまではあんまりやらないのじゃないかな。

片山委員 海岸は剥ぎ取ります。普通クロマツの海岸林はやったほうが成績はよいです。

品川委員 全体論で申し上げれば、従来から議論されている、伐採は管理なのか変更なのか保存行為なのかとかそういったことも含めて、やはり、言葉で整理しておくことは重要なことは間違いなくて。その中の概念、言ってみれば、森林管理の方法論の中に、この林種転換の問題も入ってくるだろうと思います。どこかのタイミングでは、ここに法律家が二人いる以上、何らかの形で言葉としてまとめなければならないところもあるかとは、認識しております。

中山課長補佐 ありがとうございます。

片山委員 市町村がこの林種転換で皆伐してやるという例ってあるのかなと、思いがあるんですが。例えば雪崩が起きて、その林が常にこの灌木しか生えないというような所。そんな所は全部灌木を例えば切って、階段を切って、そこにスギなり植えて、階段造林をしてあげるというような。そうすればそこが、立派な森林になるという、そういうことでの、林種転換という話はあるかなと思うんです。ですが、あんまり手入れ不足の人工林とかスギ林のところを皆伐して林種転換というのを、市町村さんがやるということがあるのかなと、考えました。私があるとしたら、雪崩で全然木が大きくなならないそういう所があるので、そういう所を伐って、こう階段を切ってあげて森林造成をしてあげるというのは特例としてあるかなという気がするのですが、それを市がこの森林経営管理制度を使ってやるのかなとそんな気がしたもんですから。

箕輪課長 自分が佐賀県にいたときに、結局はやらなかったのですが、やはり1回も間伐しないと、本当にモヤシ状になっているという状態はあるんですね。じゃあこれを択伐とか抜き伐りして、残った木が育つかというと、多分ほぼほぼ期待で

きないなという林は、実際にはありました。実際そこを全部伐つてもう1回植え直すかということをしたかという、してはないですけども。気持ち的にはやりたいなというところは、ないことはないなという風には思いました。ただもちろんそこはそんなに急斜面ではなく、ある程度条件がよいので、全部伐ったから災害が起きるおそれはない、逆に条件がよい所なので伐って植え直したほうが有効活用できるんじゃないかなというところで、そういうのを検討したことはあります。実際そこまでやるかと言うとなかなかやらないかな、というところは、実際はあります。

品川委員 実際にはどう森林管理するのでしょうか。例えば非常に急な斜面で、でモヤシ状のスギがたくさん生えているような所はどういう風にするのでしょうか。

箕輪課長 そこはやっぱり抜き伐りというか、いっぺんに伐るのはやっぱり避けたいと思います。一応その細いなりにも土は押さえてると思うんですね。そこはさっき言ったように帯状に、等高線上に伐るとか、そういう形で徐々に伐っていくとかっていう形に、やはり配慮していくんだと思います。

品川委員 分かりました。

<資料2 各論⑤>

中山課長補佐 この点はですね、また事務局も頭の整理をしましてご提示できたらなと思います。ありがとうございます。

最後、12ページ目でございます。これまでの議論の組み合わせみたいなものなんですけれども、経営管理の方向性を、どう判断するかというところを、市町村の考えと、住民、事業者のニーズをどう汲みとりながら検討していくかというような総括的なところでまとめているところでございます。特に各論②の話もちょっとオーバーラップするのですが、前回その市町村の考え、取り組みやすいところからやる、あと費用対効果を考えてやるというところを判断基準としてどう考えるかというところで、それはまあ可能であろうと。ただその場合、住民、事業者のニーズ、安全性であるとか、他の判断材料とどうバランスをとるのか、そこは合理的に説明できるようにしていくようにする必要がありますという点です。その点は必要だということで、ご意見いただきましたので、記載をしているところであります。ここは各論①から④の組み合わせみたいなところなんです。提示がこういった形でできればいいのかなという風に考えているページでございます。以上各論①から、各論⑤までの分でございます。

【3. 今後の予定について】

次行かせていただいていたでしょうか。追加で資料お配りさせていただきました。現状報告ということで、まず1枚目に、森林経営管理制度の取り組み状況ということで特にあの、所有者不明森林の対応というところの部分でございます。令和2年度ですね、実績がちょうど先月にまとまりましたので、それをお持ちしております。令和2年度はですね、右の表見ていただきますと、51の市町村のほうで、共有者不明、あるいは所有者不明森林の探索を行っているという状況であります。探索を行った所有者数ですね、合わせると2,300人程度。判明者、所有者数は1,300人程度。そういう実績になっております。一部探索中というところもありますので、一旦この令和2年度中分というところでちょっと区切ったところではですね、51でございます。そういった中で、左の下、共有者不明森林制度の取り組み事例ということで、鳥取県若桜町であります。6月に検討会で事例、ケーススタディとしてやらせていただきまして、その後ですね、公告期間終了しまして、10月に集積計画をまた公告して、経営管理権を設定し、今、町のほうに経営管理が委託をされたという状態になっているということで、1事例目が誕生したというところでございます。

2枚目でございます。こちらの前回の検討委員会でもご紹介させていただきました、所有者探索にかかる委託事業の取り組みについてであります。この資料自体はですね、あの前回お話したものと変わってませんでして、現状の、ご報告というところで、大きく大館市と、恵那市の両方で、取り組んでいるところでございます。今現状、1筆は所有者がみつかりまして、これから意向調査をするという段階に来ておりまして、残りの箇所はですね、所有者不明で整理をしているところでもあります。一方で岐阜県恵那市の状況でございますが、こちらは、共有地に絞ってやっております。合わせて30名の共有状態というところでした、今、第3世代ぐらいまで探索を進めておりますが、法定相続人が200人を超える状況になっております。こちらも来週、今週末に地元説明会とかですね意向調査をこれからやっていくという段階でございますので、次回の検討委員会で、どれだけ時間かかってというような工程も含めてご説明ができればなという風に考えております。

3枚目でございます。こちらも前回ご提示させていただきました、間伐とか森林施業の保存行為なのか管理行為なのか変更行為なのかというところを、一旦前回の文書で、今、林野庁の文書とかですね、色々捉えている中での位置付けをですね、お話しましたが、一旦ちょっと図示、図化してみるとどうかなというところをちょっと概念整理イメージということで、まだ全然まとまってないんですけども。例えば今こういう風に考えられているのかなと、いうところを絵にしてみましたというものでございます。あの一番左にですね、あの保存、管理、変更と書いておりまして、左から順にですね、定性間伐、列状間伐、主伐、保育という整理をしております。例えば、定性間伐の場合ですと、搬出を伴うか伴わないかで、要は伐って売るという行為を伴うか伴わないかで、幅が変わるのかなということで分類しております。次に、主伐のほう見てみると、

大きく、択伐、皆伐という風に分けております。特に皆伐はほぼ変更になるのかなというところですが、ただ先ほどの林種転換ではないですけど、林種転換のところていくとですね、あの管理行為と言えりような部分も一部入り得るのかなというところで、少しこう、管理行為という余地もあるのかなという風に思っています。択伐のほうは、それが更に管理行為に近い部分が、あるのかなというようなイメージ図であります。最後一番右に、保育ということで、除伐、下刈りというのはほぼ保存行為だろうと、植えた木を、基本的には伐らないというようなこととございますので、保存行為と言えりのではないかとというような整理をしております。通知ですとか、一般的に考えられているようなところを一旦絵にして、ちょっと頭の整理を試みようかなというものでございます。これからガイドラインに何かこう位置付けるのか、あるいはまたそれとは別に整理できればいいのではないかと考えておまして、現状のご報告的にちょっとご紹介をさせていただきました。

植木委員長 申し訳ないです。今後の検討課題の部分ですが、ちょっと確認なんです、主伐という言い方は皆伐作業しか言わない、というのは前提でよろしいですか？

箕輪課長 林野庁的にはですね、次の木を植える、更新を伴う、次の世代を育てるかどうかで、言葉の使い分けをしています。「主伐」っていうのは木を植える、もしくは天然の力を利用して次の世代を作るのを主伐、「間伐」はその行為がない、ただ抜き刈りをするっていうのを間伐という風に林野庁では定義をしています。

植木委員長 林野庁の定義がもしかしたら混乱を招いているかもしれないです。ですがその議論は後にします。間伐なんです、私は基本的に管理だと思います。間伐は森林そのものを健全化しようとするという行為であって、これは管理の一環だろうと思います。利用間伐による臨時収入は、あくまでも付随的な金銭の獲得ですから管理でいいんだと思います。ただこの主伐となればどうなのか、これはまたかなり違うのかなとも考えられます。

箕輪課長 ここがグラデーションになっているのは私どもの自信のなさで。もう一つは山のほうから見た、保存、管理、変更というところと、法律上のいわゆる処分行為に当たるのかというところでも、また幅があるのかなという風に思っていて、というところで、ちょっとこのボヤッとした字になっております。

品川委員 ひとつのやり方であることは間違いではありませんし、色んなアプローチを重ね合わせて、最終的なゴールに、ゆっくりと到達できればいいかなという風に思っています。最終的にはきちんとした解釈論を示すところまでいけたらいいと考えております。

片山委員 この関係と、今の特例との何て言うんだらうね、その、ハードルの高さって
いうか、どこまでやらなくちゃならないかとかね、そのへんがうまくリンク
してくれるとありがたいなという気がする。そこが欲しいなと今思っていま
す。多分それを今結論づけるためにというか、その方向性を出すためにこれを
議論しているんだと思っておりまして、間伐、主伐、保育といった森林施業の
やり方と特例のやり方の関係性が示されれば良いなと思います。ある程度方向
性が示されれば嬉しいなという思いがあります。多分市町村さんもそのほうが、
それが使いやすいんじゃないかなっていう気がします。

品川委員 多分今後これを題材にしてちょっとずつ議論していくという意味では、前、室
木さんも私にメールしてくださったように、民法改正のときに、例えば法務省
にいらした方から、こういう風に言われたとか、そういったことを皆さんにご
紹介して、今まで林野庁が何となく感覚的に使っていた管理の定義が、揺らい
でいて、対外的に自信を持って説明できない状況になってることは一つ確かだ
あって、そういうのを乗り越えていきたい、そのために議論の材料を集めてい
くことが必要で、私や野村委員にも、まあ、1回ごとに負担にならない範囲で、
その角度からの考察はどうか、この角度からの考察はどうかということで、進
めていけば、最終的に、形になるかもしれないと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。引き続きご提言いただければ非常にありがたいと思
うところでございます。
時間となってまいりましたので、一旦ここで切りたいという風にと申すん
ですけれども、もし委員の皆様であと一言、というところがございましたら発言を
お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは課長の箕輪から一言申し上げます。

箕輪課長 今回は本当にありがとうございました。最後ちょっと、中途半端なご提示とい
いますか、一番ちょっと大きな課題なのかなと思います。委員が言われたよう
に、このいい機会ですのである程度整理をして、今回の特例とのその兼ね合い
っていうかですね、整理学っていうのもしっかきやっしていきたいと思いま
す。そのへんについては次回以降また色々ご意見を賜ればと思っております。今
回もありがとうございました。また引き続きよろしく願いいたします。

一同 ありがとうございます。